

## 令和7年度メンタルヘルス等改善支援事業業務委託に係る提案公募に関する質問への回答

### 1 企画提案募集要項4 応募(5)

応募図書に納税証明書について、前年度、個人事業主として活動しており、顧客から消費税をいただけていないため、証明書がないが、県税に関する誓約書のみの提出でよいか。

→ 提出が必要な納税証明書2種類のうち、税務署で発行する「消費税又は地方消費税に滞納のない証明」(納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」)は、国税庁の電話相談センターに確認したところ、消費税等の納税有無等にかかわらず全ての事業者が発行可能と伺っており、提出が必要です。

県税に関する誓約書は、兵庫県内に事業所が無い場合等により本県での課税実績がなく、県税事務所で発行する「全ての県税に滞納のない証明」(納税証明書(3))の発行が出来ない場合等に提出いただく様式になります。